

投票所のご案内

投票日当日の受付時間
7:00▶20:00

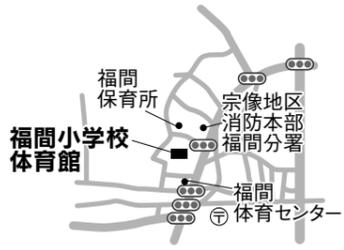
※事前に郵送した入場券をよく確認し、投票所を間違えないようにご注意ください。



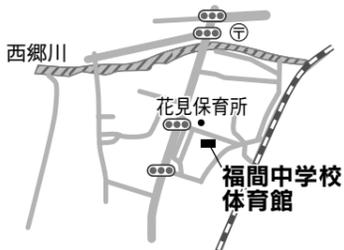
【第1投票所】市役所福間庁舎
【対象行政区】四角、大和1、光陽台1~3、光陽台南



【第2投票所】福間会館
【対象行政区】昭和1・2、古町、大和2



【第3投票所】福間小学校体育館
【対象行政区】南町、緑町、本町、福間松原



【第4投票所】福間中学校体育館
【対象行政区】花見1~4



【第5投票所】福間南小学校体育館
【対象行政区】両谷、原町1~3、有弥の里1・2



【第6投票所】上西郷小学校体育館
【対象行政区】畦町、本木、舍利蔵、内殿、上西郷



【第7投票所】神興東小学校体育館
【対象行政区】津丸、久末、八並、若木台1~6、桜川、あけぼの



【第8投票所】神興小学校体育館
【対象行政区】冠、小竹、東福間1~11、高平



【第9投票所】市中央公民館
【対象行政区】通り堂、手光、光陽台4~6



【第10投票所】市役所津屋崎庁舎
【対象行政区】渡、天神町、岡の2・3、新町、北の1・2、堅川、東町1・2、新東区



【第11投票所】津屋崎小学校多目的ホール
【対象行政区】在自、須多田、大石、生家、梅津、末広、新成区、五反田、星ヶ丘



【第12投票所】宮司公民館
【対象行政区】善福、的岡、宮司1~3、宮司西、宮司ヶ丘



【第13投票所】勝浦小学校音楽教室
【対象行政区】奴山、桂区、西東、勝浦浜、勝浦松原、塩浜

統一第17回 地方選挙

県知事・
県議会議員一般選挙

投票開票日は4月10日です

20歳以上のあなたは、持っている人です。あなたの選挙権、あなたの一票を大切に。

投票できる人

平成三年四月十一日までに生まれた人で、左記の要件に該当する人です。

◆対象 平成二十二年十二月三十一日以前から福津市に引き続き住み、住民登録をしている人で、市の選挙人名簿に登録されている人。

◆県内で住所を移した人

県内の市町村の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市町村に一回だけ住所を移し、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合は、旧住所地で投票することができます。新住所地の選挙管理委員会にご確認ください。

※選挙人名簿の縦覧

選挙権のある人でも、選挙人名簿に登録されていない人は投票できません。選挙人名簿の縦覧期間にご確認ください。

◆縦覧期日 県知事選挙は三月二十四日(木)、県議会議員一般選挙は四月九日(土) ※ただし、平成二十二年十二月二十四日から十二

月三十一日までに転入届をした人は、三月三十一日以降しか投票できません。

◆時間 午前八時半~午後五時

◆場所 市選挙管理委員会事務局 (市総務課 福間庁舎内)

投票所入場券を郵送します

投票できる人には、入場券を郵送します。

この入場券には、投票所の場所と投票日時を記載しています。入場券が届きましたら、まず投票所をお確かめください。

もし、入場券が届かないなど、分からないことがありましたら市選挙管理委員会へご連絡ください。

期日前・不在者投票

投票日に仕事や旅行、入院などで投票所に行けない人は、左記の投票期間内に期日前投票または不在者投票をすることができます。

◆投票期間 三月二十五日(金)

〔県知事選挙〕 三月二十五日(金) 四月九日(土) ※ただし、平成二十二年十二月二十四日から十二

月三十一日までに転入届をした人は、三月三十一日以降しか投票できません。

【県議会議員一般選挙】 四月二日(土)~四月九日(土)

※県知事選挙と県議会議員一般選挙の投票期間が異なりますのでご注意ください。

◆時間 毎日午前八時半~午後八時(土・日曜日でもできます)

◆場所 市役所福間庁舎または津屋崎庁舎

投票所入場券を持ってきてください。入場券裏面の「期日前投票請求書・宣誓書」を事前に書いておくと、受け付けも早く済み便利です。入場券が届いていない場合でも、係員に申し出て請求書・宣誓書に記入すれば投票ができます。ただし、本人を確認できるものが必要です。

○出張・旅行先 市選挙管理委員会に準備している「期日前(不在者)投票請求書・宣誓書」(※投票所入場券の裏面ではありません)で、投票用紙を請求

してください。入場券裏面の「期日前投票請求書・宣誓書」を事前に書いておくと、受け付けも早く済み便利です。入場券が届いていない場合でも、係員に申し出て請求書・宣誓書に記入すれば投票ができます。ただし、本人を確認できるものが必要です。

○出張・旅行先 市選挙管理委員会に準備している「期日前(不在者)投票請求書・宣誓書」(※投票所入場券の裏面ではありません)で、投票用紙を請求

してください。入場券裏面の「期日前投票請求書・宣誓書」を事前に書いておくと、受け付けも早く済み便利です。入場券が届いていない場合でも、係員に申し出て請求書・宣誓書に記入すれば投票ができます。ただし、本人を確認できるものが必要です。

○出張・旅行先 市選挙管理委員会に準備している「期日前(不在者)投票請求書・宣誓書」(※投票所入場券の裏面ではありません)で、投票用紙を請求

してください。投票用紙などを滞在地に郵送しますので、それを持って滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。

○病院など(県選挙管理委員会が指定した施設) 入院中の人で歩行が困難な人は、病院長などに申し出てください。

郵便による投票

身体に重度の障害がある人や介護を必要とする人で、投票日当日に投票所での投票が困難な人は、郵送で投票ができます(ただし、事前の登録が必要です)。詳しくは、問い合わせください。

代理投票

身体に障害などで文字が書けない人は、投票所の係員に申し出てください。係員があなたに代わって投票用紙の記入を行います。どの候補者に投票したか、他人に漏れることは絶対にありません。

点字投票

目の不自由な人は、点字で投票することができます。遠慮なく投票所の係員に申し出てください。